

鈴鹿市上下水道局公告第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により次のとおり
鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定をしたので、鈴鹿市上下水道局指定
給水装置工事事業者規程（令和元年鈴鹿市上下水道局管理規程第6号）第6条の規定
により公告する。

令和6年9月30日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

名称	所在地	指定年月日
有限会社セーフティ三重	津市香良洲町1528番地1	令和6年9月30日